

通商産業委員会議録第五十五号

昭和二十九年五月二十五日(火曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

- 委員長 大西 禎夫君
- 委員 久雄君 理事首藤 新八君
- 理事中村 幸八君 理事福田 一君
- 理事山手 満男君 理事永井勝次郎君
- 理事加藤 鏡造君
- 小川 平二君 小金 義照君
- 始関 伊平君 田中 龍夫君
- 土倉 宗明君 馬場 元治君
- 笹本 一雄君 柳原 三郎君
- 加藤 清二君 齋木 重一君
- 帆足 計君 伊藤卯四郎君
- 中崎 敏君 川上 貫一君

出席國務大臣

- 通商産業大臣 愛知 揆一君
- 通商産業 古池 信三君
- 政務次官 徳永 久次君
- 通商産業 務官(重工 業局長) 徳永 久次君

委員外の出席者

- 専門員 谷崎 明君
- 専門員 越田 清七君

五月二十五日

委員村上勇君辞任につき、その補欠として田中伊三次君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件
航空機製造法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)

○大西委員長 これより会議を開きます。まず連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。ただいま当委員会において審査中の秘利採取法案について、農林委員会より連合審査会開会の申入れがありました場合は、農林委員会と連合審査会を開会するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○大西委員長 それではさよう決定いたします。

○大西委員長 次に航空機製造法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告がありますので、これを許します。永井勝次郎君。

○永井委員 大臣にお尋ねいたしたいと思いますが、この航空機製造法によつて業者の整理を行う、許可制度にして整理をし、これの振興をはかるという内容のように思われるのであります。その航空機産業を平和産業としての性格で振興させるのであるか、あるいは軍需産業としての性格においてこれを振興させるのであるか、再軍備の充実に並行した一つの産業の武器製造面を、この法によつて一部航空機に關して充実させる、こういう必要に迫られた改正なのであるか、この点を明確にお伺いしたいと思います。

○愛知國務大臣 まず第一のお尋ねでございますが、建前の問題といたしましては、平和の用途に用いるところの航空機の製造あるいは修理というものは、

もちろん含めて考えておるわけでございまして、ただ實際上の当面の問題といたしましては、前会も御説明いたしましたように、たとえば今日の状態で二十九年度の予算において保安庁から発注されておる航空機の製造、それから極東米空軍の使用しております航空機の修理、オーバー・ホールといううなものを中心に考えておるわけでございまして、もしさような極東米空軍の飛行機のオーバー・ホールというものが軍事目的であり、あるいはまた保安庁の使う飛行機が防衛上の必要ということになりますれば、その意味において当面のところは防衛的な性格の航空機の製造あるいは修理ということが対象になると考えられる、こう申すことが正確かと思つております。

○永井委員 日本が現在軍隊を持つことによつて、その軍隊の費用の負担というものが国民生活に大きく影響を与える。その大きな影響がさらに拡大されて、産業構造の中で軍需産業という分野が非常に拡張されて参りますと、平和産業構造が相当ゆがめられた形になつて参らうと存するのであります。そういうゆがめられた形の経済政策がとられ、そのことによつて政府が唱えておる貿易の振興といううな面に悪い影響がもたらされることは必至であるかと考えますが、この平和産業による輸出貿易の振興と、国内における軍需産業の生産の比重の拡大、こういう相関関係は大臣はどのようにお考えに

なり、どのようにこれを調整をし、これを運営して行くお考えであるか、基本的な考え方についてお伺いをいたしたいと思います。

○愛知國務大臣 その点はごもつとも御質疑と思つて申すけれども、先般来申しておりますように、航空機はもろろん、防衛生産全体についても、現在の日本としては自衛力の漸増というものが、国民経済の負担になることができるだけ少いように、国民経済の充實がまず第一の問題であつて、防衛はどちらかといへば第二義的なものであつて、いろいろの内外の要請があるににかかわらず、たとえば保安隊の人員の増強も当年度においては陸上では約二万人にとどめる。あほかもそれと同じように、航空機関係におきまして、これは先般も数字をもつて申し上げたと思つて申す、昭和二十七年四月以来極東米空軍から今日まで受けました発注は千三百万ドルの修理発注でございまして、これはそれ自体がドル収入にも相なる。またその程度以上にはなか／＼期待もできませんし、非常に積極的な計画はこの際持つべきものではないかと考えております。それから保安庁の関係は、一年度で大体練習機が四、五十機程度のところでございまして、これも今のところは規模の大きな計画はありませぬ。従つてあまり先を買つて、将来航空機が非常に伸びるであろうというところで、いわゆる過重な設備や、過重な期待が起ることを

未然に防いで、計画的に航空機生産あるいは修理の集約化をやりたいというものがこの法律の目的でございまして。そういう点から申しますと、普通の輸出産業をこれによつて非常に圧迫するとか、あるいは国内の平和産業をこれによつて圧迫するとかいふ程度のものにはならない、比重としては今日のところははきわめてわずかなものである。前会も御質問にお答えしたと思つて申す、たとえば従来今申しましたような修理で千三百万ドルとか、あるいは一年間に四、五十機の飛行機をつくるという程度のものができるといふのなら、従来投下された国内の民間資本その他は約二十億程度にすぎなかつた、こういう点から申しましても、議論としてはただいま御指摘のような点を非常に大きな問題として考えなければなりません。現実の姿としてはまだそこまで行つておりませぬし、今後でもできるだけその点は注意して参りたい、こういうふうにお考えしております。

であります。

○永井委員 昨日の参考人の意見によりますと、航空機生産のようなものは、現在の国際水準から非常に遅れをとつておる。それを急速に穴埋めをして、国際競争に立ち向つて国際水準まで引上げるためには自力ではできない。どうしても国の助力にまたなければこれは不可能に近い、こういう専門的な参考人からのお話があつたわけでありまして、今後政府は第一段階として許可制によつて業界の整理を行う、第二段階として国の補助政策が実現の段階に至る、こういうような順序を持つた予備的な一つの整理ではないか、こう思われるのですが、国家助成についてはどういふふうにお考えになるのか。あるいは武器生産、航空機生産について、防衛庁発注の量がふえて行けばふえるに従つて、これらの機種もかつて参りましようし、一つの機種だけで生産するということはないと思ふ。どこかの国におきましても航空機生産はしよつちゆう機種がかわつて行く。それに従つて生産過程を改めて行かなければならない。そういう施設の改善々に追われて採算はとれないというのが通常でありまして、その採算を割るものについては国が助成する。世界的に全部そのようでありまして、日本においては今後航空機産業をどのような形で振興させ、国の助成というものをどういふふうにお考えおるか、この点を伺いたい。

す。何人が考えましても航空機の製造ということとは、これから非常に広がるというか、将来の見込みのあるものである、これは常識的にもまた専門的にも考え得る問題だらうと思ひます。そこでこの一つの産業に対して十年の空白がござりますけれども、競争中の経験者も、経験した企業家もすいぶんおられるのでありますから、ともすると俗な言葉で言へばわれ／＼が見ておつてもあふなつかしい計画が起るおそれもある。それからまた率直に申し上げます、海外の会社との技術提携というよなことがまず先行して、一つの既成事実ができて、それだから今度は日本で事業をやらなければならぬといふふうになり込んで来るようなおそれのあるものも見受けられるのではないかと。それで今のところは交通整理をして、先ほど申しましたように現に実績についてもすでに大した設備、資金を使わないでも、一年千万ドルあるいは八百万ドルという程度の修理等による外貨の獲得もできておるのでありますから、そういう程度のもを合理的に、あまり過剰にならないようにするために許可制度をしきたい。その場合、過去においてはその程度のことならば助成もいらなかつたわけでありまして、それから次に、昨日私は参考人の方々の御意見を直接委員会では伺うことができませんでしたが、そういう点がやはり業界としても、国会や政府に望むところではなからうかと私は想像いたしておるわけでありまして、それで今後当分のところとしてはそういう態勢で、先ほど申しましたように地道に行きたいと思ひます。しかし一方において当今の航空機の問題からいへば

ジェット・エンジンあるいはジェット機等について徹底的な研究なり試作なりを、これは軍事目的というだけではなくて、新しい世界の進運に遅れないためにも、日本としては少くとも早くとりかかることが必要であると思ひます。そういう問題になつて参りますと、どうしても国家的な広い意味での助成が必要である。たとえば資金調達をいたす場合におきましても、御承知のように政府の方針として、きまつた政策とは言えないのであります。研究案としては、たとえば余剰農産物の代金のうちの贈与になる三十六億円のうちの何がしかはその方面にも使いたという計画もあるくらいでございます。そして、それらの点についての将来の問題としては、一助成と申しましてもその方法にはいろいろあると思ひます。補助金を必ずしも出さなくても金融上のあつせんをして、財政資金を出してやるといふことも一つございまして、それから企業の形態としても政府が出資するというような形で、特殊会社をつくるという形も考えられるのでございまして、それらの問題につきましましては、今後自衛力の漸増計画あるいはその他の経済計画上の問題と照応いたしまして、地についた研究を慎重に進めて参りたい、こう考えております。

○永井委員 先ほど大臣は航空機産業については交通整理をするのが現在の段階においてとるべき方法である、こういうふうな御答弁があつたのであります。航空機産業だけを一つ抜き出して来て、これを交通整理をやる、こういうのであります。その前に航空機産業の基礎である日本の産業構造全体についてと検討を行つてそして土台から築き上げて行く、そして国際水準まで日本の産業全体を盛り上げて行く、その中から現われて来たものが重工業であり、あるいは化学工業であり、航空機産業であり、あるいは造船である、こういうものがその結果として突つて来なければならぬ。従つて現在の日本の産業構造の实情に考へてみますと、産業全体にわたる交通整理の段階ではないか、そうしてその中からいいものを伸ばして行く、一つの基礎的な条件を今は整理する段階ではないかと思ふ。けれども飛行機だから飛躍するのがあたりまえかもしれないけれども、土台のないところに、しかも近代産業で三百種からの関連産業を持つておる航空機産業だけを、そういう基礎を持たないでさつと飛ばそうとする、こういう飛躍した考えの間違ひを犯しておるのではないかと。正しい意味において、日本の産業全体を、ほんとうに真剣に考えますならば、将来の発展というものを熱心に考えますならば、われ／＼はそういう土台から築かなければならぬのではないかと、こう思ふのであります。そうではななくて航空機産業というものは今言つたように防衛の一環としての生産の必要が非常に迫つて来た。そこであらゆるものを犠牲にしても、航空機産業のところにいろいろ／＼な力を集約して、これをつくり上げようという、戦時中のような航空機生産という性格が、この法案のほんとうの性格ではないか、こう思ふのであります。大臣はこの点についてはどう考へるのか。日本の産業全体に於いて、交通整理なり何なり土台を築いて行かなければ将来の国際社会

に入つての競争力もないのではないかと。そういう土台を無視しておいて、航空機産業だけを交通整理し、いいものを飛び立たせよう、こういう飛躍した考えがあるのではないかと思ふのであります。その辺はいかがでありますか伺いたい。

○愛知国務大臣 たいま御指摘の点は、昨日山手委員からも御追究を受けたのであります。この交通整理といふことをまず航空機製造業について考へましたのは、私としては二つの立場があるわけでございます。その一つは、御承知のように、先ほど冒頭に御説明いたしました、このところ修理を發注する人も、それからできた航空機を買入人も、ほとんど全部が国あるいは外国なのであります。そういう点から申しまして、まず日本の国なり政府の立場からしても、会社が濫立しておりまして、發注する場合においても直接財政負担が多くなるということをおそれたわけでございます。それからいま一つは、さしむぎのところの問題でございますが、JPAなり、特に外国の發注を對象としなければならぬ。そこで国内の態勢というものが、その外国の發注者側の御都合によつて攪乱されるということを押えなければならぬ、この点は技術提携その他の例を引きまして、先ほど一端を申し上げたのであります。そういうおそれのある場合におきまして、日本としての態勢を確立したい、こういう氣持で許可制度といふことを、さしあたり措置としてとらせていただきたい。こういうふうにお考えたわけでございます。なおその他の一般の基幹産業やその他の産業についても交通整理をす

る、あるいは計画的な許可制その他の方策をとつたらどうかという御意見に對しましては、ひとつ私どもも十分に、いろいろの面ですらに研究問題として、まじめに研究をすべきものであるというところは考えておりますが、とりあえず先ほど申しましたような理由で、航空機に對して考えておるのでございませうから、他の全般につきましては、今すぐにごうい意見であるというところを申し上げるところまでは研究をいたしておらないような次第であります。

○永井委員 私の質問に對して半分くらいは妥当であり、半分くらいは私の質問を間違つての御答弁だと思つております。航空機産業は、三百からの関連産業を持つておる。従つて組立て産業だけをどのように考えても、部品から何からそういう基礎を持たなければ、航空機生産は軌道に乗つて来ないと思つております。従つて航空機産業だけを取上げてどうこうというのではなくて、航空機生産をする前に、まず日本の産業の基礎を確立してからなければ、航空機産業まで飛躍することとは行き過ぎではないか、こういう趣旨をお尋ねいたしましたのであります。たとえば日本の産業の中における工作機械は、現在どうなつておるか。横浜における日産産業などは、これは相当進んだ方であると思つておりますが、銃丸の生産において、最終の工程まで行きまして約四割がおしやかにないのであります。そうすると、いかに日本の労働者の生産性を高めるというところで努力いたしまして、最終の段階で四割までだめになるというふうな、こういう工作機械の中では、これは国際競争の中

で闘える条件というものはありませぬ。従つてまずこれらの産業においては、工作機械を整備するということが諸産業における現在の基本的な問題ではないか。それから日本の産業構造の中における系列の問題にいたつて、もつと交通整理をきちつとする必要があるのではないか。そういう基礎の上に、航空機産業というものを組み立てなければならぬのではないかと考へて、土台を何もしないで、そして近代産業である航空機産業だけを取上げて云々するということはさか立ちしてゐるのではないかと考へるのであります。日本の現在の産業構造の中において、いろいろな遅れておる諸問題というものをどういふふうにお考へになつてゐるのか。あるいは系列整備の問題については、どういふふうにお考へになつてゐるのか。そういうことなしに、航空機生産というものをそのぐらつてゐる土台の上に乗せようとする

ことは間違ひではないか、まだ早いのではないか。ほんとうに航空機産業をやるというならば、まずそういう基礎的なことを一つづつ築き上げて、あるいは並行的に築き上げて行く努力の上に航空機産業というものを考へなければならぬのではないかと考へて、そういうことをもつとも考へないで、投げつけばなしにしておいて、そして航空機産業だけをここに取上げるというのはおかしいのではないかと考へるのが私の質問の趣旨であつたわけでありませぬが、それにお答えを願ひたい。

○愛知國務大臣 私の先ほどお答えいたしました点は、やはりただいまのお尋ねに對して同じことを御答弁申し上げることになると思つてあります。従つてまずこれらの産業においておしやかにたくさん出るといふ問題でございませぬが、これは実はまことに遺憾なことでありませぬが、過去の例におきまして、たとえば日平でございませぬれば、四割くらいのおしやかに出たという例も御指摘の通りございませぬが、それはいろいろ事情を調べてみると、保安庁の空包等の例でありませぬ、その規格が間違つておつたとか、なれませぬために、いろいろの手違いがあつた点から考へておるものが大部分でございませぬ。今後はさような点は起らないように十分注意をいたしたいと考へております。

それから三百種にも上る産業あるいは工業の上に立つのが航空機製造業であり修理業である、これはお説の通りであります。しかし先ほど来申しておりますように、私も先ほど航空機製造という方から押えてかかつて交通整理をする、これが現実内外の状況に照らして今ただちに取上げなければならぬ問題である、まずここからひとつ交通整理をさせていたいただき、こういう考へ方でございませぬ、あるいは御意見によりませぬと、その順序が逆だというお話にもなるかと思ひますが、ある意味におきましては、この方の許可制、交通整理をするということが非常に差違つて必要な問題でありませぬ、一方のその基礎になるこの産業に對しては、さらに基本的な問題であるかとも思ひませぬので、この方については周到に研究をいたしました上で、必要な手は打つてお尋ねに對しては、今御答弁をいたしております。

○永井委員 前にこの委員会におきまして、武器等製造法の審議をいたしました。その場合この武器等製造法は日本の軍備拡充の一環としての法律である。この法律の実施によつて日本の産業構造は平和産業から軍需産業への転換が行われ、質的に変質するものであつて、日本のアジアにおける平和的な産業を振興して、そうして輸出を振興するということは、逆方向に動くものである。こういう立場において、われわれは武器等製造法については反対したのであります。当時この委員会における政府当局の答弁は、これは軍需産業の一環として考へるのではなく、武器をつくつてもそれは輸出産業として考へるのだ、こういうふうな答弁であつたのであります。今でも武器等製造法に基いていろいろなこれらの産業というものは、やはり国内の軍備というものは考へていないのだ、武器を製造しても、これは輸出産業として考へてゐる。航空機にしましても、当面は防衛の発注を受けるかもしれない、あるいはアメリカ軍の修理をするかもしれないが、行く／＼はこれは輸出産業としての性格を持つ、そういうねらいを持つてこれを振興させるのだというお考へなのか、その辺を伺いたしたいと思います。

○愛知國務大臣 武器等製造法を御審議願ひました当時の状況は今御指摘の通りであると私考へるのであります。すなわちこれは一種の輸出産業であるというふうな、当時の考へ方としてはそれを主流に考へておつたことは事実でございませぬし、その後の状態を見ましても、御承知のように、いわゆる武器につきましても、今二十九年度におきましても、おそらく九割まではいわゆる特需であると思つてあります。その特需というものは輸出の一種のようなものでございませぬから、そういう意味から申しますれば、その当時と考へ方はかわつておらないわけでありませぬ。ただ、ただいま御指摘がございませぬように、保安庁が武器を製造するその財源は、日本の本来の予算でもつて支出されるものであります。これは輸出ではございませぬ。それは日本の自衛力増強のために使われるものでありますから、将来の問題といたしましては、その幅が広がつて行くか、あるいは特需が多少狭まつて行くかという程度の問題はあらうと思ひませぬけれども、当時御説明申し上げた考へ方と、原則的に、あるいは流れの主流としてはかわることはないわけでありませぬ。

○永井委員 今のような答弁のところにございませぬ。そういうところが日本の産業界の混乱を来させる原因になつてゐるのではないかと考へて、私に議會における答弁というものが、単にそのときどきの口先だけのものではなくて、ほんとうにこういう論議が日本の産業の指針を示すところの重要な発言でなければならぬ、責任を持ち合う発言でなければならぬと考へるのであります。武器等製造法のごときも表面上銃はどうか、あるいは機関銃の台はどうか、あるいは何を本文に書いて、どうして政令では機関銃はどうか、戦車はどうか。こういう表面に打出してゐる法文の内容と政令で定める内容とは、政令の方がずっと重要な問題を内容としてきめてゐる。こういうところ

のであります。またJPAの特需の発注だといいますが、これについてもアメリカの方では、日本の教育期間として一定の期間教育のためこういうものを発注するのであつて、行く／＼は日本みずからの防衛の一環としてこういう産業を整備させよう、こういうねらいを持つてゐることは、大臣も明らかに御承知のことと思つてあります。そういう教育期間における単なる特需というものが、これは特需だから貿易産業なんだというふうなそういう答弁は、われ／＼は納得しないのであります。

従つてこの航空機の問題においても一応ここは許可制度によつて整理はする。幾つかの財閥関係の産業が、指定されるでありましょう。されれば、それに対して今度は補助金がどん／＼投入される。そしてこれが強化されて行く。そこに武器の生産というものは、これは発注者は国でありますから、国がここに集中的に発注をして行く。そういう形において、その単価なり何なりは、国の特定の会社との間の取引でありますから、単価が採算の十分とれるものになつて来るであらう。

大體日本の産業構造の中には、明治初年以來の補助によつて、国の力によつて育て上げられた武器製造の基礎を持つております。いつでもこれは武器生産に転換される。平和産業への転換というところをむすかしいけれども、武器生産への転換ということは簡単にできる。そういう技術的な要素も持つておるし、設備の内容も持つておる。そういう組立てである。その中において通産当局として努力しなければならぬことは、いかにしてこれを平和産業へ転換させるか、そして国際市場

における今後の競争は、軽工業から重工業への方向をとつておるのでありますから、いかにしてその競争的な基礎を一日も早く確立するかということと、通産省の産業に対する経済施策の方向とどうか、指向するものがそういう点になければならぬと考へるのでありまして、そういう弱点を持つておる中にすぐ航空機生産だ、武器生産だとなつた復元的な方向を打出して、平和産業というものがそれによつて大きな圧迫を受ける。日本の重化学工業というのは、ほとんど国の軍需産業との結びつきにおいて従来育てられて来たのであります。それがさらにひもつきによつて強化され、補助金もそこに投入される、こういう形に復元するということ、せつかく伸びようとしておる日本の平和産業を踏みこむるものであつて、将来われ／＼が日本の産業を国際的に発展させる上においても、大きな障害になると考へるのであります。従つてわれ／＼は、今日この航空機製造法の一部改正について問題にするのは、これは整理をしたあとに国が補助金を相当ここにつき込むのである、そして武器としての航空機の発注というものをここに集中的にやつて行くのである、そういう一つのプログラムに從つたところの改訂をここでこの法案で定めるものである、こういうふうな考へるのであります。先ほど来申し上げました通りに、日本の産業構造は、そういう軍需産業の要素を持つておる。それを復元することによつて、平和産業が相当な打撃を受けて、輸出の上においては相当後退せざるを得ない。ことに経済力の浅い日本においては、この軍需産業の重圧の中に、平和

産業というものは閉塞してしまふのではないか、こういうふうな考へるのではありませんが、大臣はこの点に対してはどういうふうにお考へになりますか。補助及び発注の見通しです。産業界においても、今経団連なんかでも国民営にすべきだ、いろ／＼な施設は固で持つて、経営は民間にまかせるべきだ、それから軍需に対する見通しを明確に政府はさし示すべきだ、助成政策を明確に確立すべきだ、こういう要望があるのではありませんか、その要望にこたえるようにこの法案が出て来ておるのであります。その辺の関連はどうか、どうお考へになりますか。

○愛知国務大臣 私もしろ／＼たゞいまの御意見については申し上げたいことがございまして、簡潔にお答へいたしますと、まず基本的には、先ほどから何べんも申し上げておりますように、私は航空機のみならず、いわゆる軍需生産によつて民需を圧迫する、あるいは国民経済を圧迫して軍需産業を進展させるといふような気持は、実は私は毛頭持つていないのであります。率直に申し上げますと、たゞいまおあげになりましたが、一部財界等において軍需工業をうんとこの際やるのだ、それに補助金をうんとやる、発注を確保しようという空気があることに私が非常に批判的な態度をとつておること、従来私の私どもの態度でも御了解いただけることと思つております。この法案に許可制度にしたいとございまして、これを御提案申し上げておりますのも、むしろ濫立を防いだり、あるいは先ほど申し上げておりますように、国が相手方

まして特にその必要があります。また製造機械等についてこれを集約的にやつて行くという点において、どちらかというところを過度に広げるところを御懸念の御懸念が起つて、たとえば経済単位として相当過大なものをここで計画の基礎に置くことによつて、そういう用途がなくなつたり、発注者がなくなつたりした場合に、再転換をすることが非常に困難だということ、これは未然に防ぎたいというふうな気が持たれ、この御提案を申し上げておるわけでありまして、従つて業界においても許可制度にしてくれという要望があります。昨日参考人としてその人たちが意見を申し上げた通りでございます。その限りにおいては政府側の考へと同じであります。いろ／＼その人たちがさらけに期待しておつたり考へておつたりすること、われ／＼の考へ方との間には、あるいは相当開きのある面もあるかと思つております。どちらかと申しますと、私の考へ方はたゞいま永井さんの御懸念になつた点と、あるいは私の考へ方に近いのではないかと、こういうふうな考へ方があるわけでありまして。

○大西委員長 次に加藤鑛造君。○加藤(鑛造)委員 先刻各委員からいろいろの角度から質問がありました。私自身も時間の都合がございまして、私自身も時間的都合がございまして、ただ一点だけお伺いしたいと思つておるが、それはこの法律を提案せられた趣旨が、日本における航空機産業の健全な発達をはかるにある、こういうこととございまして。私は自由党という現政府のいわゆる産業の発達ということに關する今までの政策というものは、大體自由主義経済を基本にした政策で、自由競争のうち大いに技術の向上をはかり、産業の発展をはかるという考へ方でありましたのを、航空機工業に限つてこういう許可制度をとつて、少数の企業にのみ限つて許可するという考へえを持たれたということにつきましては、少しまゆにつばをつけて考へなければならぬということ、それからまた航空機工業のような、いわゆる近代産業の中で代表的な精密重工業であり、また複雑な生産工程を持つておる工業の健全な発達ということが、単なるこの法律だけで期せられるかどうかという点に疑問を持つてございまして。

○徳永政府委員 航空機工業の成立のために、材料部門というものが大事だといふことはお話の通りでございます。ただ材料部門につきましても、御指摘のように、たとえばアルミニウムはあつてもジュラルミンはないという

まず第一にお伺いしたいことは、この法律だけを見ますと、航空機組立て工業の発達というふうなことになるのではないかと考へておられます。これは、その航空機が完成されるまでの他のいろ／＼の関連産業というものについて、考へておらないということではないかと思つておられます。私は根本問題として、関連産業、特に航空機を生産する一番大切なものは、アルミニウム、あるいはジュラルミンというふうな資材であると思つておられます。ところが政府は、おそらく今日そういう資材を考へないで、外国からそういう資材、部品の輸入を仰いで、そして組立てをやるといふ考へであらうと思つておるが、この点についてお伺いしたい。

○徳永政府委員 航空機工業の成立のために、材料部門というものが大事だといふことはお話の通りでございます。ただ材料部門につきましても、御指摘のように、たとえばアルミニウムはあつてもジュラルミンはないという

は、大體自由主義経済を基本にした政策で、自由競争のうち大いに技術の向上をはかり、産業の発展をはかるという考へ方でありましたのを、航空機工業に限つてこういう許可制度をとつて、少数の企業にのみ限つて許可するという考へえを持たれたということにつきましては、少しまゆにつばをつけて考へなければならぬということ、それからまた航空機工業のような、いわゆる近代産業の中で代表的な精密重工業であり、また複雑な生産工程を持つておる工業の健全な発達ということが、単なるこの法律だけで期せられるかどうかという点に疑問を持つてございまして。

状におきまして、需要の大ききというものが、そこまでの事業を起せないと云うような環境にあるところから来ているわけでありませう。ただ私どもとしては、それは言いません。材料部門の生産が起ります際、国際的なレベルに少しでも遅れないようにというふうなつもりで、たとえば技術研究等につきましては、航空機関連の材料部門の研究に対してそれ相応の援助というか、奨励金の交付等の措置は講じたというふうな考へておるわけですが、**○加藤(鐵造)委員** 昨日も参考人が意見の中で言っておられました、日本の航空機工業というものは戦前には世界最高の水準にあつた、こういうことが言われております。これはいろいろ技術の面において言われるのでございませうが、第一にジュラルミンの純度が非常に高かつたという点に大きな理由があると思ひます。そこで航空機工業の健全な発達をはかるという点になりませう、そうした重要資材並びに部品工業の健全な発達をはからなければならぬと思ひます。今徳永局長がおつしやつた、現在は航空機そのものの生産が非常に量的に少いからそういう資材の生産において大いに力を注ぐことができないというふうなことでございませうが、日本の戦前の航空機工業の発達の間程を見ましても、やはりそういうところから順次積み上げて行つて、世界最高の水準に達して来ております。だから私は航空機工業の健全な発達をはかるというならば、やはりそういう下から積み上げて行くべきではないかと思ひます。今政府が考へておられるのは、先ほど来永井君も御指摘に

なりませうが、今日の日本の兵器としての航空機の需要に應ずるために、急速にこの航空機工業の発達をはからなければならぬ、こういう点にあらうと思ひます。私は、そういう軍事的な需要に應ずるために、こうしたさか立ちをした一つの産業の発展を考へるべきではなくて、テノポはおそくとも、やはり基礎から順次積み上げて行くべきではないかと考へます。そうしますと、いわゆる組立て工業の段階にありませう今の航空機工業の発展をはかるには、やはりアルミニウム、ジュラルミンその他の重要資材についてもこう考へた方がいいと思ひます。な発達をはかり得るような方法において規制をして行くべきではないかと考へるのでございませうが、この点についての大臣の考へを承りたい。**○愛知国務大臣** 先ほど来他の委員にもお答え申し上げておりますように、そも、この法律案の第一案をあらためてごらんをいただきたと私は思ひます。先ほど来私が申し上げておられますことは、この関係事業の事業活動を調整することによつて国民経済の健全な運行に寄与するということを立てるべきと思ひます。従つてこの法律は、いわゆる助成法ではございませう。それで今後の段階におきまして、航空機全般について、材料や部品というものが同時に育成される必要があるというところは御指摘の通りであります。この点は私もまったく異議はないのであります。実は今までも踏み込んで将来の対策というものを考へておらないのでございませう、さしむ

きのところ、まずもつて事業の調整を中心に許可制度ということをやらせていただきたい。そうしてこの交通整理がたゞしたところを防いでございませう。その背後におきまして、今後あらゆる考へ得る状態のものにおいて航空機工業というものをどういうふうな持つて行くべきか、たとえばジェット・エンジン機などを中心として助成を必要があるという方針がございませう。それに即応して、ただいま御指摘のように材料や部品というふうなものも同時に育成をはかるというふうな方針になるわけだと思ひます。それが、それらの点につきましては、考へることがいいか悪いかという点につきまして、現下の日本の国情、経済状況といったしまして、研究の段階に於いて、実行の問題として結論を出すにはまだ早いのではないか、こういうふうには考へておるわけではございませう。**○加藤(鐵造)委員** そうしますと、その法律案の中にも健全な発達と言へませうか。私はそういうやり方は航空機工業の健全な発達とはいへないと思ひます。大臣はこういうやり方が航空機工業の健全な発達の方法であるとお考へになりますか。**○愛知国務大臣** これはちよつとお言葉返すようになつて恐縮なものであります。今私はたゞこの第一案を引いたのであります。第一案は「国民経済の健全な運行に寄与するとともに、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規律することによつて、その生産技術の向上を図ることを目的とする。」となつており、こうい

うふうに書きまされたのが、總括的に申しまして立案者としての私の気持なんではございませう、御了承願ひたいと思ひます。**○加藤(鐵造)委員** では大臣も、航空機工業そのものについては、これは健全な発達の方法ではないとお考へになつておられるに私は一応解釈いたしませう。そこで私は、時間がございませうから、この点だけをもう少し掘り下げて簡単に質問いたしますが、結局現段階においては第一に外国の技術を導入しなければならぬ、資材の点についてもこういうことはいわれませんが、そういうことにならうと思ひます。どこの国との技術提携を考へておられるか。**○愛知国務大臣** この点につきましては前回は御説明いたしましたのであります。が、現実は今技術提携をやり、または話合い、引合いが出ておりますのは米國でございませう。しかし政府の方針としては、米國に限定して考へてはおられぬのでございませう。ただいまフランスなりイタリアなりあるいはイギリスとの間には、具体的な話は進行してございませうが、これを阻止しているものはございませう。**○加藤(鐵造)委員** 由来日本において遅れた技術を導入する場合は、ほとんどアメリカを對象としておられます。私はこのやり方は、すでに占領が解かれた今日においては改めらるべきではないかと思ひます。われわれは世界中のあらゆる技術を對象にして必要ならば入れるべきではないかと考へます。そこで私は事務当局に承りたいが、今日いわゆる航空機の生産状況及びその技術の面において、米英等のどこが

すぐれておるか。これは大体のことによろしい。それから、日本と同じような状況にありませうドイツの航空機工業というものはどういふ状況にあるか、また政府がどういふ方策をとつて航空機工業の発達をはかつておるか、そういう点について概略御説明願ひたい。**○徳永政府委員** 外国の事情でございませう。十分の研究もいたしてございませうから、非常に概略的な御説明になります。**第一問の航空機関係の技術につきま**して、イギリス、アメリカ等の各國においてどこが一番すぐれておるかというところでは、非常に広汎な質問でございませうが、非常にすぐれた主力をなしておりますジェット関係につきましては、加藤先生も御承知だと思ひますが、アメリカにおきましても、相当進歩もいたしてございませうが、しかし専門家の間では数社ではあるが、技術のレベルとしてはむしろイギリスの方が進んでおるといふふうな言われおるわけでありませう。御承知の日本におきまして、今ジェット・エンジンの試作会社というものがございませうが、その技術者も、ジェット・エンジンについては、できれば英國のロールス・ロイスの技術に早くクロウズしたいという希望を持つておられると接しおるようでありませう。それからもう一つ、これは航空機直接と申しますより電子機器関係になります。この部門におきましても、経済力はアメリカよりやや劣ると見られておられるイギリスの方が、技術的には進んでおるといふことが言われて

おるのであります。これも私もいろいろ技術屋さんから聞かされておるところによりまして、研究体制がアメリカの方が分散的といえますか。散漫で、英国の方が集約化されておるといふ、その効果はなからうかというところであります。

それから航空機工業に對しまして、日本と似たような状況にあるドイツがどういふ状況にあるかというお尋ねであります。この点につきましては、ドイツは御承知のように政治的な立場といえますか、被占領態勢にあつて日本のようにまだ独立の段階には入つておりません関係から、航空機工業の生産そのものがいまだ禁止状態にありまして、まだプランクであるといふふうにして、まだ承認したお尋ねであります。

○加藤(鐵造)委員 私も航空機工業について詳しく調査したわけでありませんで、責任あることは申せませんが、大体ジェット・エンジン等については、アメリカよりもイギリスの方がすぐれておるといふことは一般に言われております。そういう状況であるのに、今大臣がおつしやつたように、アメリカの技術をまず入れようと考えておるといふことはどういふ事情でありますか。資金等の関係がありますか、外資等を入れる関係がありますか、その点をお伺いいたします。

○愛知國務大臣 これは先ほど申し上げております通り、實際上の問題としては需要との関係のつながりで、現実におきましてはアメリカの技術導入ばかりになつておつたわけでありませう。ところが先ほど具体的にまだ商談の引合いがないと申しましたが、これはまだ契約をとりかわすに至つていな

い程度のものという意味で申し上げたのであります。たとえば英國のロールス・ロイス会社であります。特にジェット・エンジンについては最近非常に進んでおるようでありませう。これがどういふものであり、また提携ができるものならということ、アプローチしておるような事実もございませう。今後そういう面は相当広がつて参るかと考へるわけでありませう。

○加藤(鐵造)委員 需要の関係と申しますか、たとえば駐留軍の関係はどの程度であるか。またアメリカが今日経済的、あるいは軍事的な援助をしておりませう南方諸國に對する輸出等が予定されておるのか。その点具体的に承りたい。

○愛知國務大臣 需要といふふうには、抽象的に申し上げまして恐縮でございますが、たとえば従来は、先ほど申し上げておりましたように、昭和二十七年四月以来、オーバー・ホールとの関係で千三百ドルくらいの発注があつたわけでありませう。これは現実には極東空軍がアメリカの会社でつくつた機体を持つて来て、そのオーバー・ホールをやろうといふのでございませうから、どうしても過去においては、その需要の関係からさういふ条件を得なかつたわけでありませう。今後におきましては、そういう条件もだん／＼進つて参ると考へておるのであります。

○加藤(鐵造)委員 私はその点、単に需要の関係でなく、部品等の関係があるかと思ひます。現在やはり日本の経済は直接間接アメリカの援助のもとに進んでおりますが、そういう関係でやはりアメリカとの提携をしないと航空機工業の発達が困難だ、こういう考へがあるのではないかとと思ひますが、そ

ういふ点はどうですか。
○徳永政府委員 この点は先日参考人、専門家からも意見を述べたと思ひますが、すべての技術を、何もかも向うからもらわなければどうにもならぬといふわけでもないものでありませう。技術提携をいたしますのは、日本に向うからオーバー・ホールその他の発注があつたとしまして、それを自分の技術でできませう限りはそれで済ませているわけでありませう。ただ自分に技術がないという限りにおきまして、その技術をまず自分の身につけなければならぬといふことから、目先、生産あるいは修理しなければならぬものに關連する技術といふものを取入れようといふことを業者として考へるわけでありませう。これはその限りにおいてやむを得ないことだと思つておられます。

○加藤(鐵造)委員 私は大体従来の政府の考へ方が、アメリカとの提携によつてやつて行こう、日本の産業の発展を考へようという非常に安易な氣持がここにも現われておるのではないかとと思ひます。ほんとうに日本の航空機工業がどん／＼発達して、外国等にもとんとん輸出することができるようになる、しかもそれが低コストで世界に航空機と競争ができるようになるというふうな持つて行くためには、アメリカ以外といへどもそういう点に最も合致するような技術を取入れることが必要ではないかと考へるわけでありませう。

○愛知國務大臣 まつたくもつともと考へるわけございませう。従来のいふ／＼占領中からの施策の關係から現在御指摘のような点がございませう。これらの点については自主的に日本としての最も望ましい立場において考へて行きたいといふふうにお尋ねしております。

○加藤(鐵造)委員 私、時間の關係がございませうからこれでやめますが、最後に一つだけ承つておきたいことは、第十三条に「製造証明のない航空機用機器を航空機の製造又は修理に用いてはならない」とあつてその中に「輸入されたものを除く」とあります。輸入されたものは日本では検査する必要は認めないお尋ねでありますか。
○徳永政府委員 航空機の機体あるいは機器等につきましては、國際的には同様な基準のもとに法制的な國際條約もございまして連絡がついておりまして、輸入されたものの適用を除外しました趣旨は、輸入されたものにつきましても日本に製造証明をすると同様のものが、國際條約において承認されておるレベルのものが輸入の航空機機器についてもなされておるといふ前提がございませうので、その意味で二重にする必要はないといふことで除外したわけでございます。

○加藤(鐵造)委員 そうしますと第二條の五の二項の規定というものは、まづたゞ余分なものになつて来ると思ひます。そういうものが、國際的に認められた検査制度のもとに検査されれば、それでどこへでも使えるといふことになりませう。何も日本において軍事用に使う場合に、その設備を許可する場合にまづ防衛庁長官の意見を求めなければなら

ないといふことにはちよつとならぬように思ふのですが、この点どうですか。
○徳永政府委員 第二條の五の二項に「通産大臣は、武器を裝備し、又はどう載する構造を有する航空機の製造又は修理の事業については第二條の二の許可をするときは、あらかじめ、防衛庁長官の意見をきかなければならない」と書いておられます趣旨は、この法律によりまして航空機及びその特定機器の製造、修理の事業は、通産大臣の許可制によりまして許可する。しかしその許可は極力機種ごとに行つてもよいのでございませう。国内におきましての大口の需要者でございませう保安庁の発注のものにつきましては、その発注のすべてでございませうが、保安庁の専用機といふ感じが、保安庁の専用機といふ感じが法律的に表現して書いておるつもりでございませうが、専用機のものにつきましても、かりに業界からある種の機種についての製造をやりたいからといふことで製造許可の申請が出たといひまして、その際に私どもはそれが保安庁の採用するような機種になつておるかどうかといふことを確かめてやりますと、機種によりまして装置も異なることでもございませうし、むだなことになつたらいけないといふ意味から、保安庁に、業者が申請しておる保安庁の注文のものをやるといつてこ

ういふものを出しているが、これはお宅の方で採用する機種になつておるのですかどうですかといふことを照会するといふ意味の規定でございませう。先ほどお尋ねがございませう。検査の規定とこの第二條の五の二項とはちよつと關連のない規定でございませう。

らな

○大西委員長 次に中崎君。

○中崎委員 昨日通産大臣は中途からあちらに行かれましたので多少質問を差しまして困つたのでありますが、時間の関係でございましてお伺いしたいと思ひます。

まず航空燃料に関する問題であります。それから昨日も質問の継続中でありましたが、石油と石炭との関係、それから石油の調整に関する事項、それから国際的供給不足物資等の供給調整に関する問題、この四つについてごく簡単に伺いたいと思ひます。

航空燃料については特殊の燃料として非常な関心を持っておりますが、現在どういふふうになつておるか、そして今後漸次軍備増強の態勢に順応して燃料に対する対策をどういふようになつておるか、あわせて四日市の工場が航空燃料の製造について一つの役割を果すような方向にあるのじやないかと想像できるのでありますが、四日市のあの工場がその後どういふふうに進みつつあるかということ、そして燃料対策と四日市の工場との関係がどういふふうになつておるかということとをまず第一にお聞きしたいのであります。

○愛知国務大臣 航空機用燃料の件につきましては、二十九年度の外貨予算で大抵二十万キロ程度の輸入ということが計画されておるわけでございませう。

それから四日市の旧燃料廠の問題につきましても、これは当委員会におきましても非常な御関心を持ち、御督促、御激励をいただいて日ごろ恐縮しておるのではありませんが、去る四月の上旬に当委員会において関係の各製油会

社の首脳部の意見もお聞き取りいたしたわけでありまして、当時その人たちがお約束をしておりましたような現状に即して各方面からしぼりました案というものが、その後経過はいろいろございまして、結論的に申しますと、ちようど約一週間前にでき上りました。そしてそれにつきまして、大体前々から御説明申し上げておりましたような線に沿つて、すなわち関係八社が出資者となり、そして政府の援助を求めてこの四日市燃料廠を動かして行くということにだん／＼と具体的に詰まつて参りました。政府といたしましても熱意を新たにいたしましたので、早急に結論を出そうというふうな段階になつております。

そのこととそれから燃料政策との関係でございますが、これは昨年の秋の閣議で了解ができましたその当時から、一応民需用の精製工場としてという考え方に相なつておるわけでございませう。

○中崎委員 関係八社において引續いてこの計画を進めておるといふので、資金については政府資金は第一段階としては使わないというふうなこともなつておるようでありまして、その点はどういふふうになつておるかと。

○愛知国務大臣 これはただいまの研究の線に参りますと、私はいずれは政府資金という問題を考えなければならぬと思ひますが、さしあたりでございませうと各社が、先般も当委員会でも問題になりましたように、それぞれの立場で、あるいは将来過剰になると保しがたいような計画もないではないのでございませうから、そういうこと

をやらずに、できるだけ自己資本と申しますか、これでやつて行くというところとをあくまで第一義として計画を進めたいものと思つております。御承知のように、今回の二十九年度の財政資金計画では、計画ができたもののみならず、すでに進行中の基幹事業等につきましてもある程度相当に財政資金を減額しなければならなかつたような実情にもかんがみ、また石油精製業については今申しました事情もございませうから、これはできるだけ自己調達可能な資金を中心にして考えたい、こういうふうな思つております。

○中崎委員 次に本年度航空燃料は、外貨予算で二十万キロの予算を組んであるということでありまして、これは金額外国輸入によるものであるのか、あるいは国内のものである部分を間に合わせるのか、今後においてこの外貨の節約等のために少くとも困産をもつてやつて行く何らかの具体的計画があるのかどうか。この点はもし何でしたら鉱山局長の関係もありませんので、やはりそうしたこと何でなければならぬあらためてお聞きしてもいいと思ひます。

それから次に石炭と石油との関係であります。大体四千万トン程度の石炭の生産目標を達成するための施策というものは無理ではないか。ことにきのうもちよつとありましたが、この石炭についてはいろいろ総理大臣の身辺等との関係において大きな石炭業者等の圧力があつて、それでそれが石油の方に大きく影響しているのではないかと。それで、たとえば六、七、八、九と四箇月間は三十万キロ程度の重油で間に合せるというけれども、その中で

十五万キロというのは農林水産関係等のひもつきであるといふのでありまして、あと十五万キロで全体をまかなうことは何といつても無理な計画であるといふことが言われておるわけなんです。そういう無理を短期間にどうしてやらなければならぬかということについてもわれ／＼に納得の行かないところの問題があるわけなんです。ここに相当無理をして来ているのではないかと、この感じがしております。まず第一に四千八百万トンというの、四千五百万トンはおろか、四千三百万トン程度でもないのではないかと、実際にいってもその程度でも間に合うようないうか、その程度でもやむを得ないのではないかと、そういうふうな情勢ではないかといふふうにも考えておるのであります。ある程度石炭の用途の合理化といふこともこの際あわせて考える。そしてまた新しい需要の面において入造石油というふうなことも、私は先般この委員会でも申し上げたことがありますが、そういうふうなこともあわせて新しい用途を考え、そして石炭産業の将来をも画策して行くことも必要だと考えるのであります。この点についてその後の政府の熱意が一体どうなつておるかということ、これもあわせてお聞きしておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 この問題につきましては、御承知のように、当委員会におかれましても燃料の総合対策について至大の御関心をお持ちになり、特に小委員会をお設けになつて御検討をいたしておられますので、当局側の考え方でもこの委員会におきましてはもちろんでございますが、その小委員会におき

ましてはさらに詳細に、さらに率直に過去の経過等についても十分と御論議を重ね、また当局の考え方も聞いていただいておりますわけでありまして、これは根本的な考え方は、大体燃料について、小委員会を当委員会がお設けになり、そこでお出しになりました結論とわれ／＼の考え方とはほとんど一致しておると思つております。考え方であるかと思つております。それで、大体三月末ごろの状況であれば、全体の集中された一つの考え方として、四千八百万トンを目標にして、これを適正出炭規模ということに一方においては考える。一方におきましては昨年度消費せられたであろうところの重油の量に対して今期の外貨予算の配当をする、この二本の柱で所要の措置を講じて行くことというので、非常にこまかい具体的な措置等についても、いろいろと御意見を拝聴いたしまして、その要略は御決議もなつておるわけでありまして、われ／＼はその線に沿つて、ずつとこまかに作業をやつて参つたわけでありまして、ところがその後多少状況の変化もあつて、また九州方面におきまして中小炭鉱において窮迫状況も相当憂慮すべき状態になつて参りました。そこで石炭につきましてもは広範囲にわたります対策を講じて、これはひとり通産省だけで処理し得ないものもたくさんございませう。関係各省あるいは公社等に対しましては金融のケース・バイ・ケースによる処理、あるいは炭価の早期決定というふうなことにあつておるわけでありまして、現在傾注いたしておるわけでありま

す。しかしながら同時に、ただいまも御指摘がありましたように、日本の経済自立計画の基幹として石炭の適正出炭規模は四千八百万トンを下らざるものにしてほしいというのが私の念願でございます。ただ現在の状況下において、ざつとばらんに申しますと、この目的は二十九年年度においては適當なるものと言えないと思っております。その程度に調整を加えまして、三月の當時に考えましたところよりは、石炭業界、これは労使両面にわたる石炭の関係者でございますが、それらに對しまして協力を願わなければならぬ。また同時に重油につきましても、昨年の消費量と同様のものにしては外貨を確保したい。これをさらに切り込むということは考えないが、しかし割当を増さざる限りにおいては、今後数箇月においてはかなりきつうな状態になる。そこでどういうきつうな状態になるかということをも具体的には、石油の販売業者はもとよりでありまして、需要者方面の各業界に對して、ただいま鉱山局を中心にして、誠意を尽くして政府の立場の説明に努める、協力を仰ぐということとで、一番政府としてはこうやっていただきたいという事は、相当地きうな案ではございますが、その一つの試案を中心にして、どういふふうな御協力が求められるか、またこれではどうしても責任がとれないというならば、どの点を調整したならばいいかということにつきまして、各業界についてその相當の率等について、鋭意ただいま相談を進めておるわけでございます。その目的が一方においてつきましますと同時に、他方におきましては、

二十九年度における石炭の出炭の適正な規模というものはある程度調整裁額をいたしまして、石炭の方面の御納得も得なければならぬ、こう考えておりますが、石炭の方に窮乏した問題が出て来たからといって、重油の方だけにこれをぶつつけて、そこで解決しようとしておる態度ではないのであります。すでに三月三十一日の閣僚審議会で私も決心をいたしました。石油についてはその當時の資料でいへば五百三十七万キロリッターであります。外貨はこれだけで、それ以外に重油については外貨を配当しないということにいたしましたのであります。それ以上にひどいことをしようということをおつておるのではないのであります。昨日も申しましたが、四月に入りましてから、いわゆる俗な言葉で言つて、どれだけ食われたか、あるいは三月までの消費量がどれだけ持ち越されて来ておるかという点を十分つつ込んでみまして、そうして適當な調整措置を講じたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○中崎委員 ごく簡単にもう一点だけお伺いいたしますが、國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に關する法律におきまして、あの規定によります品目が國際的供給不足物資として掲げてありますが、あれは大臣の方では列挙主義と考へておられますか、あるいは例示主義と考へておられますか、その点を伺いたないのであります。

○愛知國務大臣 ただいまここにその条文を持っておりませんが、私の記憶ではあれには三つの号がございまして、それ／＼に表現が違つた書き方をしていたのではなかつたかと思つて、ただいまそういう御質問があるとは思いませんで、たいへん失礼でございますが、ちよつと持つて参つておريませんか……

○大西委員長 中崎さんに申し上げますが、この問題はまだあとに論議を残しておりますのであとでやつていただきます。

○中崎委員 それではこの次の機会に議することいたします。

○大西委員長 それでは本案に對する質疑は終了いたしました。

引續いて本案を討論に付します。討論は通告順に従つてこれを許します。山手満男君。

○山手委員 私どもはこの法案に賛成でございます。航空機の製造を私どもは単に兵器の製造というふうな考へたくないのであつて、今日科学の進歩とともに、航空機の、交通そのほかいろいろの面に寄与しております役割といふものは、何人も無視することはできません。従つて日本が新しい建國をやりまして、新しい國家として伸びて参ります上から、健全な航空工業さえも持つておらぬというふうなことは、新しい健全な國家と私は言うこととできないのじやないか、こういうふうな考へるわけでございまして、今日のようにいたすに濫立をし、何を健全に育てたらいのかかわらないような状態に放置をしておくと、これは、私は非常な國家的な損失であろうと思つてありまして、これを優秀な数社にわけ、許可制によつて許可を許して行くという方向については、いささかも異論をはさむものでは

ございません。むしろ今日のわが國産業經濟の實態は、その多くが二重投資に悩まされておる実情でございます。私がむしろこの際希望いたしますことは、政府が、企業意欲を十分に持ち、信用も技術も十二分に持つております優秀な企業を選んで、積極的に日本の航空機産業を育成するという見地に立つてこの法律を運用していただきたい、こう考へる次第でございます。私は改進黨を代表いたしましたので、法案に賛意を表する次第であります。

○大西委員長 次に永井勝次郎君。

○永井委員 私は日本社会黨を代表しまして本案に反対をいたしたいと存じます。

反対の第一は、本法案は軍需産業を振興させる意圖に基くものである。これは軍需産業でないといつても、わが國の現在とつておる政策、國際的な地位及び産業のいろ／＼の環境、こういう面から見まして、この法案が軍需産業であることは明らかであります。従つて再軍備の増強と並行して武器製造法が生れて來、それに並行して航空機製造法が生れて來たものであります。ポツダム宣言その他日本の現在の憲法の上においては、このような産業は許されぬわけでありまして、これは自主的にこういう産業を振興させるといふものではなくて、日本の再軍備の増強の一環として、アメリカの旗振り立つたりすつたりしておるだけのものである。このさしすに基いてこの法案が生れて來たものである。これは軍需産業であり、自主的な一つの國民的な要請に基いた法案ではない。アメリカのさしすによつて生れて來たのである。こういう立場において反対をいたします。

第二は、航空機産業は、このようなり方では、日本の産業の振興にはならないということでありまして、先ほど來質問の間にも申し述べました通り、ほんとうに日本の産業を國際的な水準まで引上げようといひますならば、工作機械なりあるいは技術の面なりあるいは系列の關係におきまして、もつと基礎的に総合的にこれらの問題を取扱わなければならぬ。そういう基礎となる日本の産業の総合的な施策というものは何ら示されないうで、ただばつんと航空機産業だけを持つて來て、そうしてこれを統制する、あるいは振興するといふような偏向したやり方では、日本産業全体の振興には百害あつても一利はない。しかもこういう統制の仕方というものは、航空機生産独占資本の擁護以外の何ものでもない、かように考へるのであります。この立場においてわれ／＼は反対をいたします。航空機産業は関連産業が三百種からあるのでありますから、これらについては科学的な技術的なものを基礎的に築き上げて行かなければならぬと考へるのであります。そういうことをやらぬで、たとへば原子力の問題についても、そういう基礎をつかかわないで、ぼつんと原子力をつくる予算を出す。こういうふうな關係は、すべて現内閣の性格として飛躍した形で出て來るものであります。

第三は、平和産業から軍需産業へ産業構造を變質させるものである。國際的にはどうかといへば、各國とも軍需産業を平和産業に切りかえて、いかに努力をしていくときに、日本のみはこれに逆行いたしました。再軍備を増強

昭和二十九年五月二十九日印刷

昭和二十九年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局